

## ●法第42条1項建築許可(法第34条1号該当:日常生活に必要な物品販売、修理等の店舗等) (鴻巣市)

R8.1.5

- |    |  |   |
|----|--|---|
| 1  | ◎ 42条建築許可申請書(市規則様式第13号)  |   |
| 2  | ◎ 委任状  |   |
| 3  | ◎ 理由書  | ・土地利用計画、計画理由等を明示(審査基準に適合していることを明示)  |
| 4  | ◎ 土地登記事項証明書  | ・申請時以前6か月以内であること  |
| 5  | ○ 土地権利者の同意書  |   |
| 6  | ○ 土地権利者で建築行為等に同意した者の印鑑証明書又は印鑑登録証明書                                 | ・土地権利者の同意書作成時のものであること   |
| 7  | ◎ 開発許可通知書の写し   |   |
| 8  | ◎ 開発工事の完了日が確認できるもの(検査済証等)  |   |
| 9  | ◎ 事業計画書  | 事業計画が審査基準に適合していること  |
| 10 | ◎ 位置図(都市計画図)   | 縮尺50,000分の1以上   |
| 11 | ◎ 案内図  | 縮尺2,500分の1以上  |
| 12 | ◎ 公図写し   | 縮尺600分の1以上  |
| 13 | ◎ 現況写真   | 申請地の状況を2方向以上<br>撮影位置及び撮影方向を現況図に明示<br>申請時以前3ヶ月以内に撮影したもの(撮影年月日記入)   |
| 14 | ◎ 土地利用計画図  | 縮尺1,000分の1以上 土地利用種別ごとに色分け   |
| 15 | ◎ 建築物等の配置図   | 縮尺100分の1以上  |
| 16 | ◎ 雨水・污水排水施設計画平面図   | 縮尺500分の1以上  |
| 17 | ◎ 雨水・污水排水施設構造図(雨水樹・污水樹等)   | 縮尺50分の1以上   |
| 18 | ◎ 雨水流出抑制計算書  | 敷地面積が500m <sup>2</sup> 以上の場合<br>単位設計処理量の根拠となる書類を添付  |
| 19 | ◎ 給水施設計画平面図  | 縮尺500分の1以上  |
| 20 | ◎ 道路占用許可書・施工承認書・公共物使用許可書・公共下水区域外流入許可書等の写し<br>農業集落排水の場合は分担金決定通知書の写し |   |
| 21 | ◎ その他市長が必要と認める書類   | 下記の書類で、必要と認める場合に添付する。<br>◎現況図 縮尺2,500分の1以上<br>◎求積図 縮尺500分の1以上<br>・汚水流量計算書<br>・隣接地の土地登記事項証明書<br>・その他の書類( )<br>座標法または数値三斜法<br>・隣接地の土地権利者の同意書及び印鑑証明書又は印鑑登録証明書<br>・消防の協議済証の写し |

◎:添付が必要な書類 ○:添付が望ましい書類

### 審査基準

#### 1 建築物等の敷地

建築物等の敷地は、開発許可を受けた開発区域内かつ、鴻巣市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第3条第1項第2号に規定する既存の集落内に存すること。

#### 2 予定建築物

予定建築物の用途及び規模は、次のいずれかに該当するものであること。

- (1)建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ろ)項第2号に掲げるもの
- (2)あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所であって、床面積の合計が150m<sup>2</sup>以下のもの
- (3)自動車修理工場(自動車の販売を行うもの、自動車の解体を行うもの又は専ら自己の業務用自動車の修理整備を行うものを除く。)又は農機具修理工場であって、作業場の床面積の合計が300m<sup>2</sup>以下のもの
- (4)農業協同組合その他の農林漁業団体の事務所
- ・技術基準等: 都市計画法第33条第1項第2号、第3号、第4号及び第5号(※通り抜け道路の最低幅員要件有り。)